

(農業経営統計調査の計画について)

審査メモ

1 農林水産省が計画している変更内容

(1) 調査体系の変更

ア 「なたね、そば等生産費調査」（一般統計調査）の統合

戸別所得補償制度の制度設計に緊急に対応するため、農経調の対象となっていない作物に係る生産費を把握する目的で実施されている「なたね、そば等生産費調査」（個別経営体に係る部分に限る。）を農経調に統合する。

【別添資料】

- ① 農業経営統計調査等の構成（現行／変更後）
- ② 「農業経営統計調査」「なたね、そば等生産費調査」利活用の現状

【審査結果】

① 「なたね、そば等生産費調査」（以下「なたね等調査」という。）は、戸別所得補償制度（以下「補償制度」という。）の制度設計に資するため、農業経営統計調査中の生産費調査の対象とされていない「なたね」や「そば」等の作物に関する生産費を把握するために、「基幹統計調査」（統計法第2条第6項）である農業経営統計調査とは別に「一般統計調査」（統計法第2条第7項）として実施されているものである。

補償制度が、政府の最重要課題の一つであることを考えれば、その政策的重要性において、本来、農業経営統計調査の一部である生産費調査の対象作物を拡大する形で対応すべきところであったが、現状では、補償制度の制度設計のためのデータ把握が緊急に求められたことを受けて、暫定的に一般統計調査として実施されている。

今回、農業経営統計調査の計画見直しに合わせて、なたね等調査のうち、個別経営体に関する調査を農業経営統計調査に統合することとされているが、これは、なたね等調査が、その政策的重要性において農業経営統計調査の生産費調査と同列であるとともに、調査の体系的整備の観点から一貫的な取扱いが必要という本来のあり方に沿ったものと考えられる。

② また、なたね等調査については、緊急に企画・実施された調査であるため、調査票が、農業経営統計調査のように日々記帳する形ではなく、1年分を一括して記帳させる形になっており、報告者の負担や、正確性の観点からも改善の余地があった。

今回、農業経営統計調査に統合することによって、農業経営統計調査と同じ調査票による報告を求めることができるようになる。

③ 以上から、なたね等調査を農業経営統計調査に統合することは、適当であると考える。

〔補足〕なたね等調査における組織法人経営体の扱い

なお、なたね等調査は、別添資料1（1）①に示すとおり、個別経営体だけでなく、組織法人経営体に対しても行われていたが、今回のなたね等調査の統合にあっては、同調査の個別経営体に対する調査のみを農業経営統計調査に統合し、組織法人経営体に対する調査については統合せず、中止することとしている。

補償制度が、経営形態（個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体）を問わない制度であることをかんがみれば、組織法人経

當体に対する調査についても、本調査に統合の上、調査を継続すべきとも考えられるところである。

これについて、農林水産省は、

「戸別所得補償制度の本格実施の初年度の設計に際しては、算定プロセスをシンプルかつ透明性の高いものにすることを基本とし、所得補償の対象となる各品目の算定方法の横並びを揃える観点から、個別経営体の生産費調査結果を利用した単価算定を行ったことにより、今般の制度設計に当たっても、なたね等調査の組織法人経営体に関するデータの利活用はなかった。一方で、現状のなたね等調査は23年分の調査まで行うこととされており、今後、緊急に利活用が発生したとしても、なたね等調査で既に把握しているデータで支障がない。」としている。

したがって、データの利活用の実態を踏まえるとともに、報告者の負担軽減の観点から、なたね等調査の組織法人経営体に対する調査を中止することについても、適当であると考える。

【農林水産省に説明を求めている事項】 特になし

イ 調査対象範囲の変更

當農類型別経営統計を作成する調査のうち、任意組織経営体を対象とする調査については、従前、水田作及び畑作を対象として実施してきた。

しかし、調査の効率化・重点化を図るために、水田作を集落営農として行っている経営体のみを対象とする。

【別添資料】

- ① 農業経営統計調査等の構成（現行／変更後）
- ② 「農業経営統計調査」「なたね、そば等生産費調査」利活用の現状

【審査結果】

① 従前、農業経営統計調査の當農類型別の調査にあって、任意組織経営体については、以下の範囲で調査が行われていた。

- ・水田作（集落営農） : 標本数は 236
- ・水田作（集落営農以外） : 30
- ・畑作 : 12

しかし、今回の変更により、調査の対象を「水田作（集落営農）」のみに限定することとしている。

② これについて、農林水産省は、任意組織経営体の数が少なく、その多くが水田作経営であること、また、食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）において「小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する」とこととされている点などを理由としている。

③ 確かに、任意組織経営体の母集団を見たとき、水田作経営がその大多数を占めており、その半数以上が集落営農であることは事実である。しかし、補償制度が、あらゆる経営形態を対象としているのであれば、任意組織経営体についても、引き続きデータを収集する必要があると考えられるところである。

また、食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）において「小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する」とこととされているが、この推進の中には、「まだ、集落営農になっていないものを集落営農に導く」ということも重要な要素であると考えられる。この点を踏まえると、集落営農の前段階である任意組織経営体を一切把握しないとするのは、直ちに

適當とは言えないと考えられる。

さらに、水田作以外についても集落営農が存在すると考えられるところであり、集落営農について把握することに重点を移すのであれば、水田作以外の集落営農について一切把握しない理由についても明確にする必要がある。

- ④ したがって、限られたマンパワーと行政資源の中で、調査の重点化・効率化を図る方向性は否定しないが、水田作の集落営農型に絞って調査を行い、それ以外の任意組織経営体について調査しない点の合理性については、再確認が必要であると考える。

任意組織経営体の母集団数

<2005年農林業センサス>

区分	任意組織経営体
水田作経営	2,568 (うち集落営農は1,440)
畑作経営	176
露地野菜作経営	83
施設野菜作経営	61
果樹作経営	130
露地花き作経営	15
施設花き作経営	31
酪農経営	5
繁殖牛経営	9
肥育牛経営	14
養豚経営	4
採卵養鶏経営	4
ブロイラー養鶏経営	3

食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）（抄）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的発展に関する施策

（3）意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

イ 集落営農の育成・確保

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する。このため、地域における新たな組織づくりに必要な合意形成を促進するとともに、地域の実情を勘案し、集落営農の法人化や6次産業化、地域農業・農地の維持等の取組を推進する。

【農林水産省に説明を求めている事項】

- ① 任意組織経営体について、集落営農のみを把握する理由について改めて説明されたい。
- ② 集落営農のうち、水田作以外を把握する必要性のない理由を改めて説明されたい。

(2) 標本設計の変更

ア 5年ごとに実施される農林業センサスの調査票情報に基づく最新の母集団情報が整備されたことを踏まえ、標本設計を見直す。

イ 農経調の標本設計は、従前、施策の対象が、いわゆる「担い手」に集中化・重点化されていたため、「担い手」層に厚くなるように設計されていた。

しかし、経営規模の大小を問わない戸別所得補償制度の施策ニーズに対応できるようにするために、各階層がより適確に把握できる標本設計に改めるとともに、主要作物である米、小麦及び大豆に係る生産費統計に関する調査については、より精度の高い地域別及び作付規模別のデータを提供するために、標本数の拡充を行う。

【別添資料】

- ① 農業経営統計調査における標本数の変化
- ② 農業経営統計調査の標本設計について
- ③ 平成24年体系見直し後の標本数と現行との比較

【審査結果】

① 本調査については、従前から、農林業センサス（農林水産省実施の基幹統計調査）の結果から得られる情報を母集団としており、5年ごとに当該情報が更新される都度、標本設計の見直しを行っている。

今回も、従前同様、最新の農林業センサス（今回については、2010年世界農林業センサス）の情報が取りまとめられたことを受けて、母集団を見直そうとするものであり、見直すこと自体については、適当である。

② 標本設計を行うに当たり、補償制度が経営規模を問わないものである点を踏まえ、従前のような「担い手」層に厚くなる設計を改める点については理解する。しかし、今回の標本設計が、政策的に求められている趣旨に沿って、適切なものとなっているかについては、検討を要する。

米、小麦、大豆の目標精度の変更

作物	区分		目標精度	
	地域	規模	現行	変更後
米	合計		—	1.0
	北海道		2.0	2.0
	都府県	2ha未満	2.0	1.0
		2ha以上	1.2	
小麦	合計		—	2.0
	北海道		3.0	3.0
	都府県	2ha未満	4.0	2.5
		2ha以上	2.5	
大豆	合計		—	3.0
	北海道		4.0	4.0
	都府県	2ha未満	5.0	3.0
		2ha以上	3.0	

【農林水産省に説明を求めている事項】 特になし

(3) 調査事項の扱い

(調査事項の変更は行わない。)

(注) 変更がないことから諮問の概要には含まれていないが、前回の統計委員会答申との関係で確認が必要であることから審査した。

【別添資料】

- 今回の調査票：① 現金出納帳、② 作業日誌、③ 経営台帳（個別経営体）
④ 経営台帳（組織法人経営体）、⑤ 経営台帳（任意組織経営体）
⑥ 青色申告データと農業経営統計調査の調査事項との関係整理の例

【審査結果】

① 本調査については、報告負担が大きく、望ましい有効回答が得られていない一方で、農水省の地方部局における統計担当職員が削減されており、従前のような、手厚い職員調査が物理的に不可能になっている。そのため、前回答申においても、調査内容の見直しについて検討することが求められていた。

② 調査内容の見直しに当たっては、調査対象の範囲、調査方法など様々な視点があるが、調査事項についても、その見直しが必要と考えられるところである。具体的には、本調査で求めている調査事項が真に必要なものであるのか、また、青色申告データによる代替ができないのかなどの検討が必要と考えられる。

しかし、これについて、農水省は、青色申告のデータでは区分が大き過ぎ、政策的な利活用としては、結局、青色申告のデータの基になった決算書類等の原簿ベースの詳細なデータが必須であるとしている。

そのため、今回の農水省の計画においては、調査事項の見直し自体は行われない予定であるが、農水省は、その代わり、後記（4）（5）に記載する調査票の分割、回答方法の多様化により、報告者の負担軽減に少しでも配慮したいとしている。

③ そもそも、本調査は、

- i) 日々の支出・収入を記帳する「現金出納帳」
 - ii) 日々の作業内容を記帳する「作業日誌」
 - iii) 経営体の資産等の詳細について報告を求める「経営台帳」
- の3種類で構成されている。

「現金出納帳」と「作業日誌」については、調査事項が、それぞれ日々の収入・支出、日々の作業内容に限定されており、基本的に、調査事項を削減が困難であることは理解できなくはない。しかし、調査票で記載されている区分が、報告者にとって分かりやすいものであるかは疑問がある。

また、資産等の詳細について報告を求める「経営台帳」については、見直しの余地が全くないのか、疑問のある調査事項もあり、これらについて再検討しておく必要がある。

【農林水産省に説明を求めている事項】

① 「現金出納帳」のうち、以下の事項について、報告者にとって分かりにくいのではないか。

- i) 「3 農外収支」と「4 事業外収入」「5 事業外支出」とあるが、「農外収入」「農外支出」にまとめれば済むのではないか。

集計表上も「農外収入」「農外支出」とされており、「事業外収入」「事業外支出」という区分は殊更に必要ないのではないか。

ii) 「商鉱工業」の例示が、なぜ「アパートや駐車場の経営等に係る収支」なのか。他に例示はないのか。鉱工業の例示はないのか。

iii) 「3 農外収支」の「上記以外収支」の例示である「宝くじの賞金品」などと、事業外収入の「上記以外収入」の例示である「各種祝い金や見舞金」などを分ける必要があるのか。

iv) 「給料・俸給」とは別に「歳費及び手当」があるが、わざわざ分ける必要があるのか。分ける実益があるのか。「給与・手当」でまとめればよいのではないか。

「歳費及び手当」の例示して「議員や各種委員等の手当等」とされているが、該当する客体がどれくらいいるのか。

(2) 「経営台帳」の調査事項について、全く削減する余地はないのか。

例えば、以下の事項については、集計上用いられているのか。集計していたとしても、真に必要な調査事項なのか。

i) 経営台帳（個別経営体）の 12 ページ：「10 調査客体概況」の（1）カ「主要指標」

- 農業者年金基金に加入している人の数
- 認定農業者制度を受けている人の有無
- 青色申告を行っているか否か
- 家族協定の策定の有無
- 農業従事日数と農外従事日数の多寡：作業日誌で分かるのではないか。

ii) 経営台帳（個別経営体）の 13 ページ：「10 調査客体概況」の（2）－1 ア「主要指標及び作柄」

- 認定農業者を受けている人の有無
⇒ 上記 i) と重複
- 農業所得と農外所得の多寡
⇒ 現金出納帳を見れば分かる。また、事業外収入は、農外所得に含まれているのか。
- 生産組織への参加の有無
- 10 アール当たりの平年収量
⇒ わざわざ過去5年のデータで計算させており、報告負担とともに、どれほどの正確性があるのか不明。一方、10 アール当たり平年収量であれば、作物統計調査で把握しており、地域ごとのデータなら分かる。
- 主な被害の種類
⇒ 過去5年の被害なのか直近1年の被害なのか分からぬ上に、これを書かせることで集計上意味があるのか。現在試行調査が行われている作物試行調査では、被害の状況においても削除することとされている。

iii) 経営台帳（個別経営体）の 13 ページ：「10 調査客体概況」の（2）－1 ウ「農業就業者等」

- 経営台帳（個別経営体）「1 世帯員」との重複感がある。

(4) 調査票の分割

農経調で用いられる調査票のうち、経営台帳については、内容が詳細かつ多岐にわたるとともに、個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体といった経営形態ごとに報告内容が異なるにもかかわらず、1冊の帳票として設計されていたが、報告者の負担軽減を図る観点から、経営形態別に調査票を分割する。

【別添資料】

- ① 経営台帳の分割に伴う事項ごとの対比
- ② 経営台帳の新旧対照表

【審査結果】

① 本調査で用いられる調査票のうち、経営台帳については、内容が詳細かつ多岐にわたるとともに、個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体といった経営形態それぞれについて報告内容が異なるにもかかわらず、1冊の帳票として設計されていた。

これは、経営台帳については、従前、農林水産省職員による聞き取り調査（他計方式）として行われ、報告者が直接記入することを前提としていたことによる。

② しかし、平成20年調査から、経営台帳についても、協力が得られる報告者については自計方式が導入されており、具体的には、前回の報告内容のうち、基本的に変動しないと考えられる事項については、プレプリントを行い、内容の確認・修正を求めるものとなっている。

しかし、経営台帳が、個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体といった経営形態ごとにそれぞれ報告内容が異なるにもかかわらず、1冊の帳票として設計されているため、大部なものとなっている上（記入する部分については、合計 19 頁）、報告者にとっては、自分は、どの部分を確認・修正すればいいのか、非常に分かりにくいものとなっている。

③ そこで、今回、経営台帳については経営形態別に分割しようとするものであり、これにより、個別経営体については、13 ページに、組織法人経営体及び任意組織経営体については、それぞれ 7 ページに調査票が圧縮されている。^(注)

（注）ページ数は回答項目としての総ページ数であり、報告者が経営統計調査のみの場合、また、生産費調査で報告を求められている作物により、更に記入ページ数は減る。

報告負担の軽減のためには、調査事項の見直しをすることで実質的な負担の軽減を図ることが一般的であるが、上記（3）のとおり、調査事項が基本的に見直されない中にあっては、少なくとも、記入に当たって、負担感の少ない調査票を設計することが必須と考える。

そのような観点から、今回、経営台帳について分割し、経営形態ごとに、必要最小限の内容の帳票で構成することは、報告者が調査票を手にした際に受ける負担感を和らげるだけなく、実際に記入するに当たっての円滑化を促進するものであり、今後の自計方式の拡大の観点から、適当であると考える。

調査票の分割に伴う経営台帳の経営形態別のページ数の変化

	現 行	変更後（調査票分割後）
個別経営体		13
組織法人経営体	19	7
任意組織経営体		7

【農林水産省に説明を求めている事項】 特になし

(5) 調査方法の多様化

ア 決算書類等の活用

農経調においては、従前から、報告者による自計方式（経営台帳については、協力が得られる報告者に限る。）のほか、農林水産省職員が報告者のもとに出向き、報告者立会いの下、決算書類等を閲覧し、その内容を調査票に転記する等、他計方式によりデータの収集を行ってきた。

しかし、報告者の負担軽減及び正確性の確保を図る観点から、協力の得られる報告者については、郵送等により、決算書類等を農林水産省に提供してもらい、同省職員が庁舎において、調査票を作成する方法を導入する。

イ オンライン調査の導入

協力が得られる報告者に対しては、表計算ソフトで作成した調査票を、電磁的記録媒体として提供する。

また、表計算ソフトで作成した調査票のほか、従前、郵送又は職員の訪問により提供を受けていた普及会計ソフトのデータなどについて、インターネット回線を通じて農林水産省に提供することを可能とする。

【別添資料】

- ① 農業経営統計調査に係る調査票ごとの現行の配布・回収方法及び変更内容
- ② インターネットを活用した調査票等の回収のイメージ

【審査結果】

① 本調査は、従前、職員が調査票を配布した上で、以下のような方法で報告を求めてきた。

i) 現金出納帳、作業日誌（自計報告）

- ・ 報告者が数か月に一度、郵送で提出する（平成 20 年調査から開始）。
- ・ 職員が数か月に一度、報告者を訪問して回収する。
- ・ 報告者が普及会計ソフトのデータを磁気媒体に格納して、郵送等で提出する。

ii) 経営台帳

原則として、職員が報告者のもとを訪問して面接聞き取り（他計報告）で行う。

ただし、平成 20 年調査から、協力が得られる報告者については、一部をプレプリントにした自計方式とし、職員が報告者を訪問して回収する。

② しかし、今回の見直しにより、調査方法の多様化の一環として、次の対応が予定されている。

<調査票の配布>

- i) 協力が得られる報告者については、エクセル形式の調査票を提供する。
⇒ 今まで、紙媒体しか渡していなかった。

<報告方法>

- ii) 決算書類そのものを郵送により提供を受けることを可能とする。
⇒ 今まで職員が報告者のもとを訪問した際に、報告者立会いの下、書類を見せてもらっていた。

しかし、今回の変更により、送られた決算書類を見て、農水省職員が調査票を作成する方法を導入する。

これにより、当該書類に記載された情報によって調査票が埋められる範囲内で、報告者は記入する必要がなくなり、その分の負担は解消されることが期待される。

iii) 上記 i) ii) の情報について、インターネット回線を経由する提出も可能とする。

⇒ 今まで、職員が出向いて引き取るか、媒体に格納して郵送してもらっていた。

③ 上記（3）記載のとおり、調査事項の見直しが実質的に予定されていない中にあって、報告者の負担軽減を図るためにには、可能な範囲で、報告方法の多様化を図ることは必須のものと考えられる。

その観点から、今回の措置は、決算書類などの代替情報が利用できる範囲で、報告負担がある程度解消されることが期待されるほか、エクセル形式の調査票の提供や、オンライン報告を可能することで、入力負担の軽減及び報告の手間の軽減が図られるなど、現時点で考えられる方法を、幅広く取り入れようとするものであり、その方向性については、適当であると考える。

④ しかし、上記②iiに記載する方法（農水省職員が決算書類の提供を受け、調査票を作成する方法）により、報告者における負担が一定程度解消されるというが、経営体によって書類の作り方は大きく異なり、提出された書類を、農業経営統計調査の調査票にどのように振り分けるのかについては、職員の相当な労力と考えられるだけでなく、結局、経営体への照会業務はゼロにはできないと考えられる。

むしろ、報告者にあっては、決算書類について写しをとらないままに、農水省によるごと提供する場面が多いと思われることを考えると、電話でやりとりすることは不可能で、結局、職員がそれら書類を持参して、報告者を訪問しないといけなくなることになり、職員の事務負担の大きな軽減にはならないのではないかという危惧が払拭できない。

⑤ また、上記②iiiのオンライン調査の導入について、農林水産省は、次のような過去の調査結果から、相当程度の効果があるとしている。

i) 「農業経営統計調査における普及会計ソフトの活用に向けたアンケート」

（平成19年6月実施。農経調（個別経営体）の調査客体の8,224経営体）

⇒ パソコンを保有している客体のうち、57.7%が農業経営のためにパソコンを利用

（注）平成19年6月当時の農経調は、経営規模に関係なく、まんべんなく標本を抽出していた。

ii) 「農業経営統計調査における普及会計ソフトの利用意向についてのアンケート」

（平成21年5月実施。対象者は、農経調（個別経営体）の調査客体の6,132経営体）

⇒ パソコンの保有割合は58.3%、会計ソフトを利用している客体は20.9%

（注）平成21年5月当時の農経調は、「扱い手」に厚い標本設計で行われていた。

確かに、オンライン調査の導入について、報告方法の多様化という点では否定するものではない。しかし、上記アンケートのうち、新しいデータである平成21年の結果では、パソコン保有率が6割近くに上っているが、これは、「扱い手」について厚く標本設計していたとき農経調の報告者に対して行ったものであり、規模の大きな報告者における傾向が強く出ているものと考えられる。

これに対して、今回の標本設計は、経営規模の大小にかかわらず抽出するものであり、今まで以上に、規模の小さい経営体や兼業農家が報告者に当たる可能性は高く、これら経営体に

おける農業者の高齢化も考えると、上記アンケート結果をもって楽観視することは適切とは思えない。

- ⑥ したがって、今回の変更の実効性について、その程度のものが期待されるのかについて、検証する必要がある。

また、インターネット回線を通じて行う報告（提供）の実施に当たっては、情報漏洩を防ぐ措置が施されているか確認する必要もある。

加えて、平成 19 年調査から導入されている郵送調査の促進についての方策についても確認する必要がある。

農業経営統計調査における郵送回収率の推移

	平成21年	平成22年
個別 経営体	33%	37%
組織 経営体	19%	20%

【農林水産省に説明を求めている事項】

- ① 今回の計画を立案する前提として行われた試行調査の調査概要及び結果概要について、説明されたい。併せて、試行調査の結果を踏まえて、改善された点についても説明されたい。
- ② 決算書類等の活用
- i) 決算書類の提供を受けることで、基本的に、どの範囲の情報が農水省側で入力できるのか。
- ii) 青色申告のデータでは内容が粗すぎる所以、それを作成した原票に当たる必要があるとのことであるが、領収書、伝票等の細かな原資料は、青色申告の際に税務署に提出されて、経営体の手元に残っておらず、そもそも活用のしようがないのではないか。
- iii) 決算書類等は、特に法令で形式化されたものではなく、経営体によって異なると考えられるとともに、そこで用いられている区分は、必ずしも農業経営統計調査の区分に合致しない場合も多いと推察される。そのため、仮に、決算書類の提出を受けても、経営体への照会が必須と考えられる。
- しかし、経営体は、決算書類等を農水省に提出することで、手元には資料がなくなっていることから、電話照会では事足りず、結局は、農水省職員が、郵送された決算書類等を持って経営体のもとを訪問し、聞き取りするという事態が頻発するのではないか。
- ③ オンライン化の導入
- i) オンライン化の導入を進めるために実施した過去のアンケート調査は、現行の農業経営統計調査の報告者を対象に行ったものであるが、直近の 21 年アンケートは、標本設計が「扱い

手」が厚くなるように設計されていたときのものである。

今回の標本設計の変更で、零細又は兼業の経営体が報告者に当たる可能性が今まで以上に高くなり、このような経営体におけるパソコン等の活用率は、これら経営体における農業者の高齢化を考えると、担い手層よりも低いことが想像される。したがって、過去の利活用状況で、今回の計画を楽観視するのは、適切ではないのではないか。

ii) また、インターネット回線を通じて行う報告（提供）の実施に当たっては、情報漏洩を防ぐ措置が施されているか。

④ 郵送調査の促進

i) 郵送調査の促進についての方策についても確認する 必要がある。

ii) 基本的に貸借対照表と損益計算書を報告する内容であり、かつ、経理を担当するものが独立しておかれていると思われる組織経営体について、郵送回収が 20%と低率であるのはなぜか。

(6) 報告者への還元資料の充実

農経調への理解及び一層の調査協力の推進につなげるため、全ての報告者を対象に、農経調の結果について、時系列比較、全国又は同一地域の同一規模階層比較等が分かりやすく把握できる資料を提供する。

【別添資料】

○ 還元資料のイメージ

【審査結果】

本調査結果の報告者への還元については、従前から行われてきたが、現状では、各統計・情報センターが個別に対応するにとどまるものであり、内容についても、年間計のみを還元するものであった。このように、還元資料の作成に関する統一化・効率化はもとより、報告者のニーズに対応したものとはなっていなかった。

しかし、今回、試行調査の結果を踏まえ、全国統一の様式を本省で作成し、統計・情報センターにおいて、本省から配布したシステムを用いて、報告者のニーズを踏まえた各種分析結果が還元できるようにされており、前回答申で求められている集計結果や分析結果の迅速なフィードバックへの対応が予定されているが、その詳細について確認が必要である。

還元資料作成の流れ（案）



（注）「テーマに基づいた分析結果」は、本省において毎年テーマを検討し、資料作成後地方へ配布する。

【農林水産省に説明を求めている事項】 特になし

2 前回の統計委員会答申（諮問第 20 号の答申（平成 21 年 9 月 4 日））への対応状況

〔前回答申における「今後の課題」〕

本調査については、統計資源の厳しい制約に直面している中で、現行の調査内容に対して、総人件費改革に伴う限られた人員の下では、これまでのように対応できない状況になると考えられる。このため、今回の審議結果を踏まえ、公共財としての位置付け、調査精度の維持、データの有用性の確保に十分配慮するなど、本調査が基幹統計であることの十分な認識に立って、調査内容の見直しについて検討する必要がある。

同時に、調査の効率化を目指して導入した郵送回収に関連して生じた問題への対処と、経営体の使用する会計ソフトの情報を効果的に調査票情報として利活用することを推進するための更なる方策を検討するほか、オンライン調査の導入による効率化の可能性についても検討する必要がある。

また、調査客体に対して、集計結果や分析結果を迅速にフィードバックする等、調査への協力を促進する有効な方策についても検討する必要がある。

こうした検討を速やかに行い、基幹統計としての役割を果たすべく、総人件費改革において削減された人員の下で、調査精度の確保を図り、統計の質を維持することに努める必要がある。

〔農林水産省の対応状況〕

上記（3）～（6）を参照。

【別添資料】

- ① 「諮問第 20 号 農業経営統計調査の変更について」

（平成 21 年 7 月 13 日付け総政企第 225 号）

- ② 「諮問第 20 号の答申 農業経営統計調査の変更について」

（平成 21 年 9 月 14 日付け統計委員会答申）

【審査結果】

上記（3）～（6）を参照。

【農林水産省に説明を求めている事項】

上記（3）～（6）を参照。